

# 渋谷地区駐車場地域ルール概要

## 1. 地域ルールの基本的な考え方

渋谷地区駐車場地域ルールは、東京都駐車場条例（以下「都条例」）に基づく駐車場ルールであり、その対象は、都条例に基づく附置義務駐車施設となります。

### 附置台数の減免

- 地域の駐車課題を踏まえた駐車施策を実施することにより、附置台数の減免を認めます。

### 駐車場の集約化（隔地確保）

- 建築物の規模や周辺交通状況等を勘案し、駐車場の隔地確保を積極的に認めます。

#### 附置台数の減免

地域のための駐車施策の実施（隔地の受け皿となる駐車場、自動二輪・荷捌きスペースの確保、駐車場ネットワーク整備等）

駐車需要が附置義務台数を下回る場合は、附置台数の減免を認める。

#### 駐車場の集約化（隔地確保）

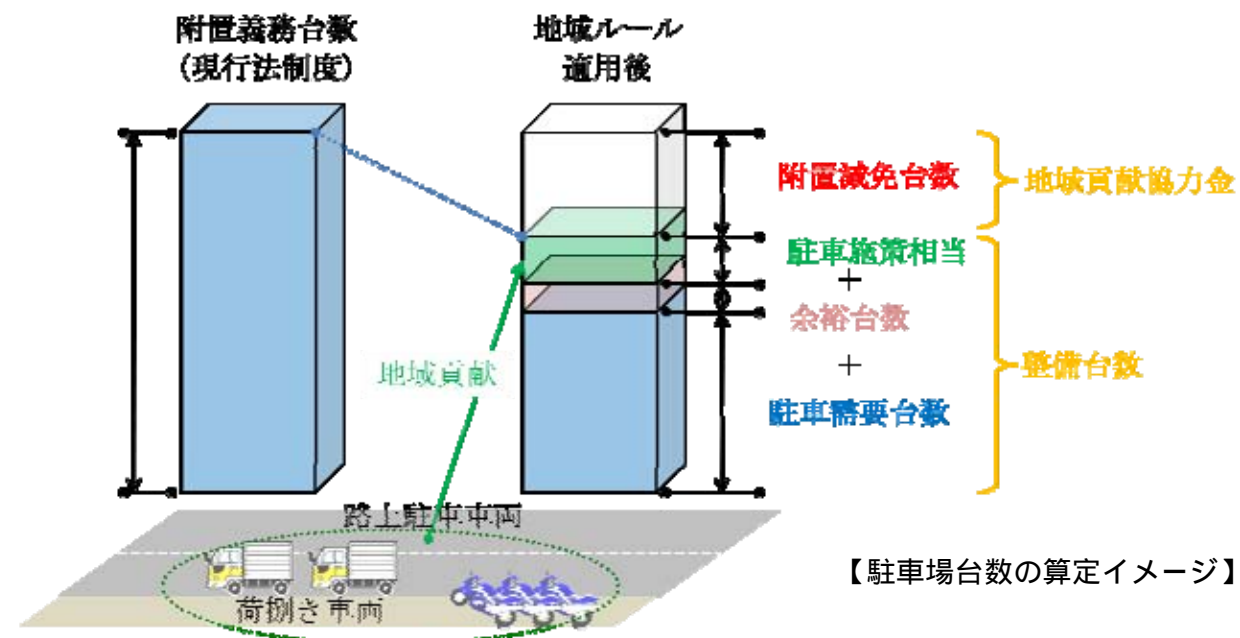
建築物の規模や周辺交通状況を勘案し、周辺の適切な位置において隔地で駐車場を確保することを積極的に認める。

## 2. 駐車場台数の設定（附置台数の減免）

駐車場台数は、類似施設の実績等より算定した当該建築物の需要台数に、駐車施策の伴う台数（地域貢献としての駐車施策に伴う台数）を加算して設定する。

地域貢献として確保すべき駐車スペース等には、以下のようなものが挙げられる

- 荷捌き、自動二輪車の駐車施設
- 移動制約者のための駐車施設
- 駐車場ネットワークの形成、一体的運営
- 路上駐車対応
- など



## 3. 駐車場の集約化（隔地確保）

- 小規模な駐車場（敷地面積おおむね 500 m<sup>2</sup>以下）の隔地を積極的に認めます。
- 駅直近地区については、地区外からの隔地を抑制し、地区外への隔地を推奨します。
- 駅直近地区から駅直近地区外への隔地については、シャトルバス等、隔地駐車場との連携が十分に図られるような対策が講じられる場合は、駐車場条例の隔地距離の基準の弾力的な運用を図ります。

